

○ 議会の議決に付すべき契約に関する条例

制 定 昭和 39 年 3 月 19 日 条例 10

最近改正 平成 4 年 4 月 1 日 条例 11

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が 600,000,000 円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の 2 割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。

附 則(抄)

1. この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
2. 大阪市契約条例（昭和 24 年大阪市条例第 18 号）は、廃止する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。